

- (1) 目的 高齢者施設等の防災・減災対策を推進し、利用者の安全・安心を確保する
- (2) 補助内容 利用者等の安全性確保等の観点から大規模な修繕等を行うための工事費等の費用を補助（詳細は別記(4頁)を参照）
- (3) 補助要件 国土強靱化地域計画に対応していること（福祉避難所に指定されていること）

(4) 対象施設、補助額

対象施設	交付基準単価 (上限額)	単位数	交付率等(負担割合)		
			国	市	法人
社会福祉法第128条第1号イに規定する社会福祉連携推進法人の社員又は令和4年4月以降に吸収合併若しくは新設合併を行った者が設置又は所有するもので、定員30人以上の次の①～⑤の施設  ①特別養護老人ホーム ②介護老人保健施設 ③介護医療院 ④軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) ⑤養護老人ホーム	66,400千円	施設数	1/2	1/4	1/4

利用者等の安全性確保等の観点から大規模な修繕等を実施する事業等については、次の区分ごとの内容とする。

区 分	内 容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路(バルコニー)等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(9) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な既存建物(賃貸物件を含む。)のバリアフリー化工事、耐震改修(これに付随して実施する大規模修繕等(天井等の非構造部材の落下防止対策等、地震被害の防止等に資するものに限る。))を含む。)、照明設備の更新等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(10) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 一定年数は、おおむね10年とする。